

青森県報

第千百五号

令和八年
八月十七日
(月曜日)

目次

告 示

○道路の区域の変更……………(道路課)…一
○道路の供用の開始……………(同)…一

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(行政経営課)…二
○大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課)…二
○右 同……………(同)…三

告 示

青森県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和八年九月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年八月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員		敷地の延長		備考
			前	後		前	後	前	後	
1	県道	三沢七戸線	上北郡七戸町字笹田八二の一から 上北郡七戸町字笹田六三の一まで			一〇・五〇メートルから 一三・〇〇メートルまで	一五・一〇メートルから 三八・七〇メートルまで	二七五・九〇メートル	二七五・九〇メートル	

青森県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和八年九月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年八月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の日

県道三沢七戸線

上北郡七戸町字策田八二の一から
上北郡七戸町字策田六三の一まで

令和八・八・七

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年八月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
 - 三 契約の方法
随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
令和八年六月三十日
 - 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森共同計算センター
青森市第二間屋町三丁目一〇の二六
 - 六 契約金額
千三百七十九万九百四十円
- (本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年七月六日から令和十三年十月

三十一日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、二か月相当分である。)

七 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。

八 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

令和八年五月十五日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年八月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターライアル八戸店
八戸市大字糠塚字狐森一八の一 外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 石橋亮太	株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 永田洋幸	令和 八・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 石橋亮太	株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 永田洋幸	令和 八・四・一

四 届出年月日

令和八年八月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和八年八月十七日から同年十二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
る。

1 提出期限

令和八年十二月十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年八月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル十和田店

十和田市東十三番町三八の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 石橋亮太	株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 永田洋幸	令和 八・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 石橋亮太	株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 永田洋幸	令和 八・四・一

四 届出年月日

令和八年八月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所

2 期間

令和八年八月十七日から同年十二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
る。

1 提出期限

令和八年十二月十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年八月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアルおいらせ店

上北郡おいらせ町上久保六三の一〇 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目一
二の二
代表取締役 石橋亮太

変 更 後

株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目一
二の二
代表取締役 永田洋幸

変更
年月日

令和
八・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目一
二の二
代表取締役 石橋亮太

変 更 後

株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目一
二の二
代表取締役 永田洋幸

変更
年月日

令和
八・四・一

四 届出年月日

令和八年八月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びおいらせ町役場

2 期間

令和八年八月十七日から同年十二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
る。

1 提出期限

令和八年十二月十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

令和八年八月十七日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

- 一 講習の区分
法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
令和八年九月二十八日（月）から同年十月五日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
- 三 実施場所
1 令和八年九月二十八日（月）から同月三十日（水）まで及び同年十月二日（金）及び同月五日（月）
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
2 令和八年十月一日（木）
青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム
- 四 受講定員
十人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

- 1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和八年八月二十四日（月）から同月二十八日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

- 2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

- 3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

（一）五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
（二）五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

（三）五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

（四）五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

（五）五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

令和八年八月十七日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習の区分

法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和八年十月一日（木）から同月五日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

1 令和八年十月一日（木）

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

2 令和八年十月二日（金）及び同月五日（月）

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以

下「検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。) 第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和八年八月二十五日(火) から同月二十八日(金) までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)一通及び既に交付を受けている警備業

務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)	青森市長島一丁目一番一 青森県
(印刷所・販売人)	青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭